

東京都地域住宅生産者協議会主催 「第三次・担い手3法で 地域建設業者に求められること」



今回の講習会では匠総合法律事務所の秋野弁護士を招き、改正建設業法に対応した請負契約書の活用および地域建設業者に求められること等を学びます。

日時・会場

2025年10月16日（木）14:00～16:00
（受付13：30～）

としま区民センター 7階701～703

豊島区東池袋1-20-10

JR他各線「池袋駅」（東口）より徒歩7分

講師

弁護士法人匠総合法律事務所
代表社員弁護士 秋野 卓生 氏

主催

東京都地域住宅生産者協議会（都住協）

参加費

無 料 （会場定員60名）
*** 定員になり次第受付終了**

申込方法

別紙の参加申込書に必要事項をご記入の上、FAXにてお申込みください。
※開催通知は送りませんので、当日会場までお越しください。

【本件に係るお問い合わせ先】 所属団体へお問い合わせ下さい。担当：首都圏建設産業ユニオン

電話番号：03-6417-0680

FAX番号：03-6417-0681

10/16開催

FAX 03-6417-0681 (建設ユニオン)

2025年10月3日(金)までにご返信ください

「第三次・担い手3法で地域建設業者に求められること」
申 込 書

組合・支部 (必須)	
氏 名 (必須)	
電話番号 (携帯可)	

会場

2025年10月16日(木) 14:00~16:00 受付13:30~

としま区民センター 7階701~703

豊島区東池袋1-20-10

JR他各線「池袋駅」(東口)より徒歩7分

